

群馬県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、渋川市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次表のとおり公示する。

令和7年3月26日

群馬県公安委員会

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車する旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようするため必要と認める事項
名称	所在地		
八崎口	群馬県渋川市北橋町八崎278番地	渋川市と契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（「北橋メグール」と称する。）に限る。	停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。
北町	群馬県渋川市北橋町八崎1080番地		
分郷八崎	群馬県渋川市北橋町分郷八崎457番地		
下南室	群馬県渋川市北橋町下南室473番地1		
向山	群馬県渋川市北橋町下南室423番地		
正善寺	群馬県渋川市北橋町町上南室261番地		
上之原病院入口	群馬県渋川市北橋町上南室167番地5		
道訓塚	群馬県渋川市北橋町上箱田529番地1		
山田原	群馬県渋川市北橋町真壁1634番地12		
伊勢山	群馬県渋川市北橋町真壁1228番地3		
こだま団地	群馬県渋川市北橋町上箱田21番地		
北橋行政センター西	群馬県渋川市北橋町真壁2323番地3		
木曾神社入口	群馬県渋川市北橋町下箱田625番地18		